

令和7年度

第12回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和7年9月26日(金)
開会13時35分 閉会14時55分

場 所 教育委員室

令和7年度
第12回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第1号議案 大分県立中学校学則の一部改正について
- 第2号議案 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について
- 第3号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について
- 第4号議案 県立学校の管理職人事について
- 第5号議案 令和8年度県立特別支援学校高等部・専攻科入学定員等について

(2) 協 議

- ① 大分県教育功労者表彰について

【内 容】

1 出席者

教育長	山 田 雅 文
委 員（教育長職務代理者）	高 橋 幹 雄
委 員	高 鈴 木 恵 代
委 員	岩 武 茂 代
委 員	岡 田 豊 弘 敦
委 員	藤 田 敦
事務局 理事兼教育次長	大 和 孝 司
教育次長	山 田 誠 司
教育次長	木 村 典 之
教育改革・企画課長	鈴 木 耕 平
教育D X推進課	角 淵 達 彦
教育人事課長	神 屋 貴 志
教育財務課	深 藏 亮 一
福利課	佐 藤 潔
学校安全・安心支援課長	松 村 義 広
義務教育課長兼幼児教育センター所長	小 野 勇 一
特別支援教育課長	坂 本 忠 史
高校教育課長	小 野 和 正
社会教育課長	矢 野 修
人権教育・部落差別解消推進課長	栗 本 寛
文化課長	手 嶋 義 文
体育保健課長	吉 野 賢 一 郎
教育改革・企画課 総務企画監	和 田 博 幸
教育改革・企画課 課長補佐（総括）	多 嶋 田 智
教育改革・企画課 主査	穴 見 ひ と み

2 傍聴人

2 名

開会・点呼

(山田教育長)

委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

(山田教育長)

ただ今から令和7年度第12回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(山田教育長)

議事録の署名については、高橋委員にお願いします。

会期の決定

(山田教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は14時30分を予定していますので、よろしくお願いします。

議 事

(山田教育長)

始めに、会議は原則として公開することとなっておりますが、第4号議案、第5号議案、協議第1号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。
賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第4号議案、第5号議案、協議第1号は非公開といたします。

(山田教育長)

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議案】

第1号議案 大分県立中学校学則の一部改正について

第2号議案 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(2課〔教育改革・企画課、義務教育課〕入室)

(山田教育長)

まず、第1号議案「大分県立中学校学則の一部改正について」、第2号議案「大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について」ですが、ともに関連がありますので、第1号議案と第2号議案を教育改革・企画課長から一括で説明を行い、採決については議案ごとにとることとします。

それでは教育改革・企画課長から説明してください。

(鈴木教育改革・企画課長)

私の方から第1号議案及び第2号議案について説明します。

まず、第1号議案「大分県立中学校学則の一部改正について」説明します。資料10ページ「大分県立中学校学則の一部改正について(概要)」をご覧ください。

先日閉会した令和7年第3回定例県議会において、「大分県立学校の設置に関する条例の一部改正案」が可決され、令和7年10月1日付で、本県初となる夜間中学、「大分県立学びヶ丘中学校」が設置されます。これに伴い、学びヶ丘中学校への入学手続きや生徒の休学、復学等に関する規定を整備するため、学則の改正案をお諮りするものです。

主な改正内容ですが、成年者が学びヶ丘中学校に入学する場合に、学校に提出する誓約書の様式を変更するとともに、仕事や介護等、夜間中学の生徒が抱える多様なニーズに対応するため、休学や復学等の規定を新設するものです。施行期日については、学校設置に合わせて令和7年10月1日としています。

続いて、第2号議案「大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について」説明します。資料は20ページをご覧ください。

「2 改正理由」「3 主な改正内容」にあるとおり、10月1日付で学びヶ丘中学校を設置することに伴い、これまで開校準備を行ってきた、義務教育課内の「夜間中学開校準備班」を廃止するとともに、県立中学校に係る分掌を整理するものです。施行期日については、先ほどの議案と同様に令和7年10月1日としています。

以上、ご審議のほどお願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(岩武委員)

現在どのくらい希望者の方がいるのでしょうか。また、その希望されている方々の年齢層はどのようになっていますか。

(小野義務教育課長)

現在の入学希望者は23名です。年齢については、10代が1名、20代が1名、30代が1名、多いのが60代～70代で、80代が1名です。

(高橋委員)

50代はどうですか。各世代でいるということによいですか。

(小野義務教育課長)

はい、50代もいます。各世代で希望者がおり、10代、20代、30代、80代で1人、後は複数人います。

(岩武委員)

もしかするとその夜間中学を卒業した後に、高校に行きたいという方も当然いると思うのですが、そのようなこともできるのでしょうか。

(小野義務教育課長)

入学される方の中には、やはり爽風館高校に入学したいという希望をお持ちの方もいますので、是非そういった進学の方もしっかり支援をしていきたいと考えています。

(高橋委員)

年齢問わず、そのような希望があるのでしょうか。

(小野義務教育課長)

やはり、年齢的には若い世代の方が高校に行きたいと希望しています。現時点で入学希望者は23名ですが、まだ若い世代の方に周知が足りないと認識しています。今後も周知活動を行い、年間を通して募集を行いますので、もう少し若い方々が増えてきてほしいと思います。

(岡田委員)

休学届や退学届に保護者氏名と書かれていますが、50代、60代の方も保護者の記入が必要ですか。

(小野義務教育課長)

誓約書、休学届、退学届については全て同じ取扱いになりますが、16歳、17歳までは保護者の方に書いてもらい、18歳以上の方は成年になりますので、自身で書いてもらいます。

(鈴木委員)

高校も大学も出ている知人が、学び直しをしたいということで説明会に行っているのですが、本来の目的とは少し違う感じがしています。どこでどのように入学を許可するかとか、明確なラインなどがもう出ているのでしょうか。

例えば「学びたい人は全員受け入れますという姿勢です」のか、「義務教育を本当に受けていなくて、学校に行っていなかったという書類が必要となったり、最終学歴が分かるようなもので入学を許可したりする」のか教えてください。

(小野義務教育課長)

鈴木委員の言うとおりで、入学要件は県によってかなり幅があります。これは学び直しの捉え方の違いによるものです。例えば、徳島県は、学び直しを広く捉えていますので、鈴木委員の知人の方のような、学び直しをしたいという方も入学を許可しているという現状があります。

本県においては、外部の有識者の方の意見も聞き、まずは学び直しを希望する方の中で、十分に義務教育を学べていないと判断した方の入学を許可するようにしています。実際に52件の相談があったうち、学校に入りたいという方は40人ほどいました。学校に入りたいという人はたくさんいますが、大分県の基準に該当する方が現時点で23名ということです。

この入学要件については、学校が立ち上がって、また状況を見ながら、また議論する時も来るのかもしれませんが、現時点ではそのように整理をしています。

(鈴木委員)

では23名以外に希望された方もいるということで、ある程度周知がされていて、情報が県民の皆さんに伝わっていると解釈してよいのでしょうか。

(小野義務教育課長)

年齢の高い方にはかなり周知ができているという認識はしています。

(高橋委員)

退学届などの様式について、学びヶ丘中学校と大分豊府中学校で若干違うようなのですが、これはどのような違いがあるのでしょうか。様式が一緒であるとわかりやすいのですが、どのように整理していますか。

(小野義務教育課長)

誓約書や休学届の提出も全て同じ取扱いとしていますが、16歳、17歳の場

合は保護者の方が書くので「させていただきます」となり、18歳以上は「私が〇〇します」という違いになります。

(高橋委員)

例えば、失礼な表現になるかもしれないが、80歳の方が記憶の曖昧さなどにより、保護者のような方が承認しないといけないということになった場合でも、成年者と未成年者の方で異なる様式を使用するということですか。

(小野義務教育課長)

80歳という高齢の方については、保護者の方といっても、いない可能性もあります。そのような場合はその方の子どもなど親族の方に相談して、協力をしてもらい、本人という形で提出をしてもらうことになるかと思います。

(高橋委員)

そうですね。もしかしたら不都合が出る可能性もありますので、そういったところも少し気をつけていただきたいと思います。

(藤田委員)

これまでも議論されているかと思うのですが、教員数はどのようになりますか。

(小野義務教育課長)

教員定数については、大分県の基準に基づいて、校長1名、教頭1名、教職員が6名、養護教諭、そして事務職員あわせて計10名。現時点ではその基準に基づいて進めていきたいと考えています。

(藤田委員)

教科は全てあるのですか。

(小野義務教育課長)

他の中学校もそうなのですが、教員は6名なので、免許教科外で一人2教科持つという形で、5教科を中心に揃えていくということで進めていくことになるかと思っています。

(鈴木教育改革・企画課長)

補足になりますが、8月に文部科学省から来年度の予算の概算要求が出されています。その教職員定数に係る概算要求の中でも、夜間中学の体制整備については1校につき2名の基礎定数化の概算要求がなされているところですので、そういった国の後押しについても注視していきたいと思っています。

(岩武委員)

学齢期の場合の義務教育の中学校というのは、中断することはないと思います。例えば私立中学校や国立の中学校に行っていて、途中でそこを辞めますといった場合には、住民票のあるところの中学校に行くことになるので、中断することなく3年間で過ぎていって、15歳になれば中学校を卒業します。

この夜間中学の場合は、生徒の年齢も高くなるので、休学もありということになると、卒業要件はどのようになりますか。

(小野義務教育課長)

中学校の3学年の課程を修了した方が卒業となりますが、基本的には学校長がその学習状況を踏まえた上での判断ということになります。この夜間中学にはその特殊な部分もありますので、学齢期にある中学生と全く同じくらいの学力まで求められるというわけではなく、あくまでも本人の学習状況、また本人の希望に応じて、卒業を決めていくということになるかと思います。

(岩武委員)

心配しているのは学力というよりも出席日数の方にあります。例えば高校の場合は、3年間通わないといけないので、3ヶ月休学したりすると、3年で卒業できず、もう少し通わないといけなくなります。高校の場合、卒業要件が3年の在学期間というのがあります。普通の昼間の中学校であれば、義務教育なので籍が途絶えることはないため、卒業年齢である15歳になれば卒業させることとなります。

この学校の場合、その途中で途絶えることになるため、出席日数などの要件が何かあるのかと思いました。このようなことも今後整備していくこととなりますか。現時点で何か考えていることはありますか。

(小野義務教育課長)

何日間出席しなければならないという明確な縛りはありません。夜間中学については、ゆっくりじっくり学習を進めましょうという意図で6年間の在籍を可能としています。当然途中で病気等になることも考えられますので、休学の制度を設けることとしました。その休学は最長2年間で、休学期間中はその6年間の中には入らないと整理しまして、6年間の学び直しの機会を保障することとしています。ご指摘のような何日以上出席といった明確な要件は今の段階では設けてはいません。

(高橋委員)

同じく夜間中学のある近隣県に転勤になったけれども、そこでもやはり学びたいということになった時、その夜間中学に転校ということはできますか。

(小野義務教育課長)

夜間中学の制度上、例えば、大分県の夜間中学に在籍していて、仕事の都合で熊本県に転勤になった場合は、熊本県の夜間中学を私たちはお勧めします。本当に通えるかどうかという物理的な問題もあると思いますが、最大限支援していきたいと思っています。

(高橋委員)

年齢層を見ると、そういうことも考えられると思います。

(藤田委員)

卒業要件についてですが、逆に3年間ずっと出席したが、4年目以降も6年間になるまでさらに在籍して学びたい、卒業したいという方の保障はどのように考えていますか。

(小野義務教育課長)

6年間になるまでは、さらに学びたい方の在籍もちろん可能です。

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

(山田教育長)

続いて、第2号議案の承認についてお諮りいたします。承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第2号議案については、提案のとおり承認します。

第3号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

次に、第3号議案「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について」教育人事課長から説明をしてください。

(神屋教育人事課長)

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について、説明します。資料3 1ページの「議案概要」をご覧ください。

「1 改正を行う規則」は、記載の3つです。

「2 改正理由」ですが、職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、子育て部分休暇の取得が認められる時間の拡大等を行うものです。改正の内容については、資料3 2ページの補足資料をご覧ください。

「1 改正の背景」のとおり、今回の改正は、育児休業法の一部が改正されたことに伴う本県条例の一部改正により、部分休業及び子育て部分休暇の拡充等が行われることを受けて、関係規則を改正するものです。

「2 改正による制度の主な変更点」ですが、部分休業及び子育て部分休暇の取得時間については、現行制度では、いずれも1日2時間を超えない範囲内において30分単位で、勤務時間の始め又は終わりに取得することが可能とされています。これは、主に保育園の送迎等に活用されています。なお、給与については、いずれも無給となっています。

続いて、改正後の制度について説明します。

まず、「①取得の始期・終期の制限撤廃」のとおり、改正後は勤務時間の始め又は終わりに限らず、勤務時間の途中においても取得できるように制限を撤廃します。これは、テレワークの普及等により、勤務時間の途中で子どもの世話を行えるようにするものです。

次に、「②取得パターンの追加」のとおり、新たな取得パターンを追加して、1日2時間を超えて取得することも可能とし、その場合の上限を年10日以内とします。これは、保育園の行事に半日や1日参加する場合などを想定したものです。

なお、「③年度内変更の制限」のとおり、これら2つの取得パターンを年度途中に変更することは、原則できないこととしています。ただし、例えば配偶者が入院し、自らが子どもの世話をせざるを得なくなった場合などに限り、認めることとしています。

その他、人事院規則の改正に伴い、「3 その他の変更点」に記載の3点についても所要の改正を行うこととしています。

施行期日は、令和7年9月30日に公布し、10月1日施行としています。

以上、ご審議のほどお願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(鈴木委員)

これまでも、部分休業や子育て部分休暇を時間単位で取得できる制度があるということについては教職員から好評であり、助かっているという意見を聞いています。今回の改正により、より一層、部分休業や子育て部分休暇を取得しやすくなると思いますし、子供を持つことを考えやすくなると思います。

子供がいても働き続けることができる環境を整えることは非常に大事です。仕事を続けられないと生活が成り立たないので子供を諦めるのではなく、子供がいても仕事を諦めることなく続けられるように、環境整備をより一層進めていただきたいです。

また、それによって周りの職員の働き方に工夫が必要になったり、負担感が増えたりすることもあるかもしれませんが、それを軽減する仕組みもあわせて整えていただけると、教諭を目指す人も増えるのではないかと思います。

このような制度改正についても、ぜひインスタグラムに投稿してください。情報が伝わると、大学生も良い印象を持ってくれると思います。

(神屋教育人事課長)

ありがとうございます。教員採用試験説明会の中で、福利厚生についても伝えるようにしていますので、この内容も入れ込みたいと思います。

(岩武委員)

現行の部分休業制度は無給ですが、改正後はどうなるのですか。

(神屋教育人事課長)

無給のままで、変更はありません。

(岩武委員)

取得した時間分は、給与から減額されるということですね。

(神屋教育人事課長)

はい。

(藤田委員)

テレワークの普及等により、勤務時間の途中で子供の世話を行えるようにするという説明がありましたが、テレワーク自体は勤務時間としてカウントされるのですか。

(神屋教育人事課長)

はい。テレワークは在宅勤務という扱いです。

(藤田委員)

テレワークは部分休業には当たらないということですね。

(神屋教育人事課長)

はい。例えば8時半から12時まで在宅勤務をしていて、子供が急に保育園で発熱して迎えに行かないといけなくなったという場合、必要な時間について部分休業を使うことができます。

有給休暇で「家族の看護休暇」がありますが、こちらは年間5日しか付与されません。まずは有給休暇から使用していくと思いますが、使い切った後でも、部分休業や子育て部分休暇が活用できるようになっています。

(鈴木委員)

子供を保育園に預け始めてから半月程度は、発熱等で急な呼び出しが多く、全然仕事になりません。制度の拡大等によってそのような職員をケアしてあげられると、気持ちがとても楽になると思います。

(高橋委員)

「②取得パターンの追加」で、1年に10日以内の取得が可能という説明がありました。10日になった根拠はあるのですか。少ない気もするのですが。

(神屋教育人事課長)

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が根拠法令になっています。この国の改正に基いて本県の条例が改正されており、その中で年10日以内ということが定められました。

(高橋委員)

国の法整備で決まった内容に基づいて、各都道府県で改正が行われているということですね。10日以内というのが日数として適当なのだろうかという疑問に思いましたが、国の基準で定められているということは理解できました。

ただし、今後、また国で改正の動きがあるようでしたら、どこかの段階で日数についての議論はした方が良くもかもしれません。

(山田教育長)

部分休業と子育て部分休暇には、それぞれ第1号と第2号があって、第1号は従来どおり毎日取得できるのですよね。

(神屋教育人事課長)

はい。第1号は1日2時間を超えない範囲内で、年間の日数に制限なく取得することができます。

(山田教育長)

今回の改正で取得パターンが2つに分かれることとなります。

子どもの保育園への送迎が毎日必要な職員であれば第1号を選択するでしょうし、例えば保育参観や運動会など、保育園で行われる行事等に半日や1日参加する場合には第2号を選択できるということです。

(高橋教育委員)

第1号と第2号のどちらか一つを選択できるということですね。

(山田教育長)

例えば、配偶者が専業主婦をしていて、普段子供の保育園への送迎は配偶者がしているが、行事等には職員自身が仕事を休んで参加したいというような場合には、第1号ではなく第2号を選択して取得することになります。

(高橋教育委員)

要するに第1号であれば毎日、第2号であれば年間10日ということですね。

(神屋教育人事課長)

はい。保育園の送迎等に必要な時間帯はある程度決まっているので、第1号を選択すれば年間を通して日数無制限で取得することができます。

(山田教育長)

第2号は行事等への対応なので、年間を通して必要になる日数は10日程度だろうということです。

(高橋教育委員)

分かりました。そのような改正になっているのであれば大丈夫です。

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第3号議案については、提案のとおり承認します。

(山田教育長)

先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かありますか。

(山田教育長)

では、非公開の議事を行いますので、傍聴人は退出してください。

第4号議案 県立学校の管理職人事について

(1課〔教育人事課〕入室)

(山田教育長)

まず、第4号議案「県立学校の管理職人事について」教育人事課長から説明してください。

(説 明)

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(山田教育長)

第4号議案については、提案のとおり承認します。

第5号議案 令和8年度県立特別支援学校高等部・専攻科入学定員等について

(2課〔教育改革・企画課、特別支援教育課〕入室)

(山田教育長)

続いて、第5号議案「令和8年度県立特別支援学校高等部・専攻科入学定員等について」特別支援教育課長から説明してください。

(説明)

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。
それでは、第5号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

(山田教育長)

第5号議案については、提案のとおり承認します。

【協 議】

① 大分県教育功労者表彰について

(6課〔教育改革・企画課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、社会教育課、文化課〕入室)

(山田教育長)

次に、協議第1号「大分県教育功労者表彰について」教育改革・企画課長から説明をしてください。

(説明)

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めていきます。

(山田教育長)

最後にその他、何かありますか。

(山田教育長)

それでは、これで令和7年度第12回教育委員会会議を閉会します。

ありがとうございました。